

第11章 公用負担

第1節 公用負担

法第28条の規定により、本部長又は水防隊長から公用負担を命ずる権限を委任された者は、資料様式編第12の公用負担命令権限証を携行し、必要がある場合は、これを呈示しなければならない。

第2節 公用負担命令票

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として資料様式編第13の公用負担命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に提出しなければならない。